

第24号議案

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第二号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十七日

文京区教育委員会

第二条第三号を次のように改める。

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員

付 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員</p> <p>第三条～第四条（略） 付 則</p> <p>この訓令は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）に基づき区立学校に派遣された日勤講師及び東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）に基づき任用された非常勤の職員</p> <p>第三条～第四条（略）</p>

